

平成12年度

国有林野の管理経営に関する 基本計画の実施状況

国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）第6条の3第1項の規定に基づき公表するものである。

平成13年9月

農林水産省

目 次

平成12年度の実施状況の概要について	1
1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	5
(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営	5
① 3 機能類型区分に応じた管理経営の推進	5
ア 水土保全林	6
イ 森林と人との共生林	8
ウ 資源の循環利用林	10
② 林道等の整備	11
③ 治山事業の実施	12
④ 事業の透明性・効率性の確保	14
(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営	15
① 民有林との連携による森林・林業の活性化	15
② 上下流の交流の促進	16
(3) 国民の森林としての管理経営	17
① 情報開示と広報の推進	17
② 森林・林業等に関する普及啓発活動	19
2 国有林野の維持及び保存	22
(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	22
① 森林の巡視及び境界の保全	22
② 森林病虫害の防除	23
③ 保安林の適切な管理	24

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	25
① 保護林の設定	25
② 「緑の回廊」の設定及び整備の推進	27
③ 野生動植物の保護管理の推進	29
④ 保護巡視員等の委嘱	31
⑤ NGO等と連携した保護活動の推進	31
⑥ 環境行政との連携	32
3 国有林野の林産物の供給	34
(1) 計画的な収穫の実施	34
(2) 林産物等の販売	35
4 国有林野の活用	38
(1) 国有林野の活用の適切な推進	38
① 国有林野の貸付け	38
② 林野・土地の売払い	39
(2) 公衆の保健のための活用の推進	40
5 国有林野の事業運営	42
(1) 管理経営の事業実施体制	42
① 効率的な事業実施	42
② 簡素かつ効率的な組織機構の下での管理経営	43
③ 必要かつ最小限の職員数による管理経営	43
(2) 平成12年度の収支	44
(3) その他の事業運営	44

① 事務の改善合理化	44
② 労働安全衛生の確保	45
③ 林業事業体の育成強化	46
6 その他国有林野の管理経営	48
(1) 森林整備への国民参加	48
① 分収林制度による森林づくり	48
② ボランティア団体等へのフィールドの提供等	49
③ 巨樹・巨木の保護活動の推進	51
(2) 地球温暖化防止対策の推進	53
(3) 林業技術の開発普及	54
(4) 地域振興への寄与	55
(5) 人材の育成	56
(6) 労使協力の推進	56
(参考)	
1 用語の解説	58
2 林野庁、森林管理局（分局）等のホームページアドレス	61
3 平成12年度林野・土地の売払いの主要物件の概要	62
(索引)	
図及び表の索引	63

平成12年度の実施状況の概要について

（国有林野事業の役割）

国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めていますが、その多くは脊梁山脈や奥地水源地域に分布しており、原始的な天然林も多く残されています。

このため、国有林野に対しては、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、保健休養の場の提供等の森林が持つ公益的機能を高度に発揮させることが求められています。近年では、これらに加え、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等も求められるようになり、国民の皆さんから寄せられる期待や要請はますます多様化しています。

国有林野事業では、このような国有林野に対する国民の皆さんの期待や要請にこたえるため、公益的機能の発揮を管理経営の基本に据えて、国が自ら国有林野の管理経営を行っています。

（抜本的改革の推進）

国有林野事業では、国有林野に対する期待や要請に将来にわたってこたえていけるよう、平成10年10月に、次の点を柱とした抜本的改革に着手しました。

- 公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換
- 組織・要員の徹底した合理化・縮減
- 一般会計からの繰入れを前提とした特別会計制度への移行
- 累積債務の本格的処理

平成15年度までの集中改革期間中にこれらの取組を集中的に進め、国有林野を国民の皆さんの共通財産として、国民の皆さんの参加の下に、国民の皆さんのために管理経営し、名実ともに「国民の森林」にしていくことにしています。

（管理経営基本計画）

このような方針の下で、平成10年12月に、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を国民の皆さんの意見を聞いた上で取りまとめました。

管理経営基本計画は、10年を1期とする計画で、5年ごとにたて直すものです。現行の管理経営基本計画は、平成11年1月から平成21年3月までを計画期間とし、次のような点を主要内容としています。

- 公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換
- 森林の流域管理システムの下での民有林との連携の強化
- 「国民の森林」としての国民に開かれた管理経営の推進
- 優れた自然環境を有する森林の維持・保存対策の充実
- 事業実行の民間委託化の推進と組織・要員の合理化・縮減

なお、平成13年に成立した森林・林業基本法においても、国有林野事業については、公益的機能の維持増進等を旨として、適切かつ効率的な運営を行うこととされています。

(平成12年度の実施状況)

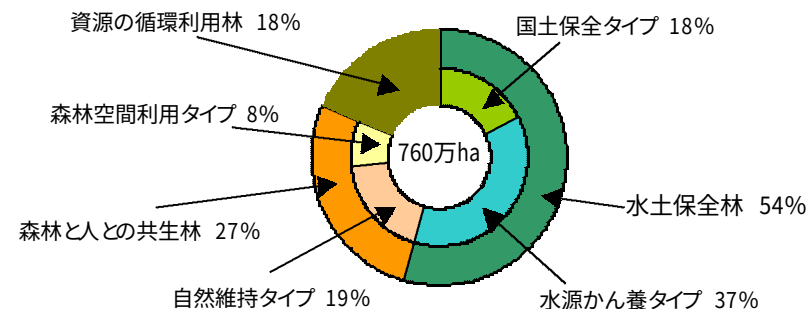
平成12年度は、管理経営基本計画の2年目に当たることから、平成11年度に着手した取組を着実に、かつ、幅広く展開しました。この報告は、平成12年度における「管理経営基本計画」の実施状況を取りまとめたものであり、平成12年度に行った特徴的な取組事例も含め幅広く記述しています。

(平成12年度の主な取組)

平成12年度に実施した主な取組は、以下のとおりです。

(1) 公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の推進

- 次の3つの機能類型区分に応じた森林づくりを進めました。(5ページ参照)
 - ・ 水土保全林：土砂崩れの防止、水源のかん養等を重視する森林です。育成複層林施業や長伐期施業等を進めました。
 - ・ 森林と人との共生林：貴重な自然環境の保全や自然とのふれあいの場の提供を重視する森林です。貴重な動植物の生息地の整備、遊歩道の整備等を行いました。
 - ・ 資源の循環利用林：木材の安定的かつ効率的な供給を重視する森林です。多様な木材の安定的な供給のため、保育、間伐等を進めました。



- 公益的機能を重視した森づくりをPRするため、121箇所、約2千haのモデル林を設定しました。(6ページ参照)
- 文化財の修復に必要な木材や^{ひわだ}檜皮を確保するための森林づくりを始めました。(34ページ参照)
- 有珠山の噴火に対処するため、治山ダム等を設置しました。(12ページ参照)

(2) 流域管理システムの推進

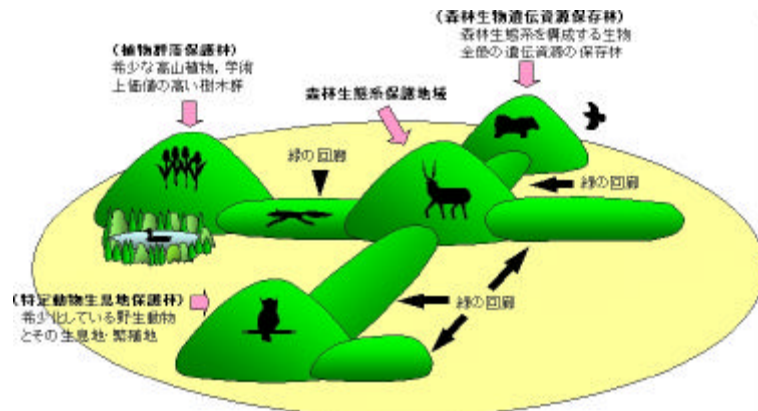
- 民有林行政と国有林野事業が協力し、林道の整備や治山事業等を効率的に進めました。(15ページ参照)
- 漁協の皆さんなど、下流域の方が上流域で行う森林づくりに国有林野を提供しました。(16ページ参照)

(3) 国民に開かれた管理経営の推進

- 治山事業、林道事業、造林事業について、事前評価に加えて事後評価を新たに行い、結果を公表しました。(14ページ参照)
- ボランティアによる森林づくり活動のためのフィールドとして、全国60箇所に「ふれあいの森」を設定しました。平成12年度には、延べ7,000人の方々が活動に参加しました。(49ページ参照)
- 教育機関と連携して森林環境教育を行ったり、教育関係者の研修に協力しました。延べ約2万人の方々が参加しました。(19ページ参照)

(4) 優れた自然環境を有する森林の維持・保存対策の充実

- 保護林どうしを連結して野生動物等が移動できるようにするための「緑の回廊」の設定を始めました。平成12年度には、10箇所、約20万haを設定しました。(27ページ参照)



- 「森の巨人たち百選」に選ばれた巨樹・巨木の保護のため、保護柵の設置、樹勢の診断等を行いました。(51ページ参照)

(5) 地球温暖化防止対策への寄与

- 国有林野内の自然エネルギー（風力、小水力、森林バイオマス）の利用について、検討会を開きました。これを受けて、自然エネルギーを利用した発電のために国有林野を貸付ける場合の基準を検討しました。(53ページ参照)
- 治山事業、林道事業等での木材の利用を進め、二酸化炭素の吸収・貯蔵に努めました。(53ページ参照)

(6) 事業実行の民間委託化の推進と、組織・要員の合理化・縮減

- 伐採、造林等の実施行為の民間委託化を進めました。伐採や下刈の委託割合は9割近くにまで上がりました。(42ページ参照)
- 暫定組織である事務所等について、その7割以上に当たる150箇所を平成13年8月に廃止することを、平成13年3月に公表しました。(43ページ参照)
- 省庁間の配置転換等により職員数を1,165人縮減しました。(43ページ参照)